

## 仙北市感染予防対策支援事業費補助金について

仙北市では、市内事業者の方が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために行う衛生対策に必要となる取組を支援します。

補助対象者	<p>次の全てを満たす事業者の方が、補助対象者となります。</p> <p>①仙北市内に事業所を有する法人または個人事業主 ②暴力団等でない方          ③法令及び公序良俗に反していない方 ④政治団体及び宗教団体でない方          ⑤公益法人等でない方 ⑥転売を目的としていない方          ⑦補助金受領後も事業者として営業活動を継続する意志があること</p> <p><b>※飲食店や宿泊施設以外の事業者の方も、補助対象者となります。</b></p>
補助対象事業	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために行う衛生対策事業</p> <p><b>※同一事業で、秋田県が実施する飲食店・宿泊施設向けの感染予防の補助金を受給する事業者の方は申請できません。（県以外の国・他団体の補助金も同様）</b></p>
補助対象経費	<p>感染予防対策をするため必要となる以下の経費（消費税抜）</p> <p>○飛沫感染予防 パーティション、ビニールカーテンの設置など</p> <p>○接触感染予防 手指消毒装置（自動又は足踏み式など）、キャッシュレス決済端末 セルフレジ端末など</p> <p>○換気対策 二酸化炭素濃度測定器、換気扇の設置、サーキュレーター、扇風機 換気機能付きエアコン、換気用窓の設置・改修など</p> <p>○衛生管理体制 非接触型体温計、サーモグラフィカメラ、手洗い場の改修（自動水栓化など） トイレのふた改修、空気清浄機（抗ウイルス機能付）、オゾン発生器、 次亜塩素水生成噴霧器など</p> <p>○衛生消耗品 消毒用アルコール、マスク、フェイスシールドなど</p>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税及び地方消費税、送料、代金支払時の振込手数料、既存設備の処分費など</li> <li>感染対策への機能向上が伴わない経年劣化による既存設備の改修費など</li> </ul>
補助金の額	<p>【補助率】補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満端数切捨）</p> <p>【補助限度額】1事業者あたり10万円まで</p>
申請回数	1事業者あたり1回まで
申請期間	令和3年7月15日（木）～令和4年1月17日（月）
申請用紙	仙北市役所各窓口にて配布、仙北市ホームページからダウンロード
お問い合わせ 申請書送付先	<p>〒014-0392</p> <p>仙北市角館町中菅沢81-8 仙北市役所 農林商工部 商工課</p> <p>TEL：0187-43-3351 FAX：0187-54-4777</p> <p>E-Mail：shoko@city.semboku.akita.jp</p>